

事務連絡
令和2年4月7日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について

公共工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導警備の適切な実施が重要である一方、昨今の自然災害の頻発化・激甚化等により、一部の地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が、円滑な施工上の課題となっているところです。

交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用については、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行行第131号、国土入企第2号）等により、地方公共団体あてに通知していたところですが、このたび、国土交通省直轄事業における交通誘導警備員の円滑な確保等について、別添1のとおり定めるとともに、別添2が警察庁生活安全局生活安全企画課長等から各都道府県警察本部長等あてに送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれても、交通誘導員対策協議会へ参画し、交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行う等、適切に対応されるとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知徹底方お願いいたします。